



法務省民商第1823号

平成24年7月17日

日本司法書士会連合会

会長 細 田 長 司 殿

法務省民事局商事課長



商業・法人登記の申請書情報と併せて送信した電子証明書と補正に係る情報等と併せて送信する電子証明書とが異なる場合の取扱いについて（回答）

本月6日付け日司連発第507号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局及び地方法務局に通知しましたので、申し添えます。

